5　Summary

⑴　Contracting entity : MOTONISHI Masato, Head, Property Administration Department, Japan Finance Corporation

⑵　Classification of the products to be Procured : 57

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Mailing of public relations magazines, 1 set

⑷　Delivery period : refer to the tender documentation.

⑸　Delivery place : refer to the tender documentation.

⑹　Time-limit for tender : 12 : 00, 15 April 2021

⑺　Contact point for the notice : ODA Keiko, Property Administration Department, Japan Finance Corporation, 1―9―4 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo, 100―0004 Japan. Tel 03―3270―1552

入札公告の訂正

令和３年２月25日

（契約責任者）中日本高速道路株式会社

八王子支社長　湯川　保之

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13

1　掲載日　令和２年12月25日（号外政府調達第240号・102ページ）

2　訂正内容　103ページ１段13行目　「・カドミウム（溶出）0.01㎎／Ｌを超え（土壌溶出基準）～0.3㎎／Ｌ（第二溶出基準）以下」を「・カドミウム（溶出）0.003㎎／Ｌを超え（土壌溶出基準）～0.09㎎／Ｌ（第二溶出基準）以下」に訂正します。

103ページ４段９行目　「・Cadmium（elution）0.01㎎／Ｌ＜elution amount≦0.3㎎／Ｌ」を「・Cadmium（elution）0.003㎎／Ｌ＜elution amount≦0.09㎎／Ｌ」に訂正します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本工事に係る落札決定及び契約締結については、当該工事に係る令和３年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

令和３年２月25日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長　中島　　洋

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　那覇港（新港ふ頭地区）泊地（－12m）浚渫工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　沖縄県那覇市港町地先

⑷　工事内容　共通工、潜水探査工、浚渫工、土捨工、深浅測量

⑸　工期　契約締結日の翌日から令和３年12月28日まで

⑹　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

⑽　本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

⑾　本工事は、入札説明書、図面等の電子的な提供（ダウンロード）を行う対象工事である。

⑿　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（以下「一括合意方式」という。）も可能とする。

⒀　本工事は、中間前金払に代わり、出来高に応じた部分払を選択することができる「出来高部分払方式」の対象工事である。

⒁　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

⒂　本工事は、若手の主任（監理）技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。若手主任（監理）技術者は、令和２年４月１日時点で満40歳未満の者とする。

⒃　本工事は、主任技術者又は監理技術者の配置変更等の試行工事である。

⒄　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

⒅　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

⒆　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件を全て満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局開発建設部長が別途公示する手続に従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者であること。

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　沖縄総合事務局における令和３・４年度港湾等しゅんせつ工事の一般競争参加資格の定期受付に係る申請を行っていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。なお、開札の時までに上記一般競争参加資格の認定を受けていなければならない。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　沖縄総合事務局における港湾等しゅんせつ工事に係る令和３・４年度一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、単体又は特定ＪＶの代表者については850点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員については750点以上であること。

⑸　技術提案に関わる施工計画が適正であること。

⑹　平成17年度以降に、次に掲げる工事を元請として施工した実績を有すること（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。